



令和 7 年 2 月 14 日
海上保安庁

海賊対策のため海上保安庁航空機を派遣します ～シーレーンの安全確保に向けて～

海上保安庁は、海賊対策のため令和 7 年 2 月 21 日から同月 28 日までの間、航空機をジブチ共和国及びマレーシアに派遣します。

ジブチ共和国では、ソマリア沖・アデン湾で逮捕した海賊の身柄を我が国に護送する必要がある場合に備え訓練を実施するほか、ジブチ政府当局と意見・情報交換を実施し、さらなる連携・協力の深化を図ります。

また、東南アジア周辺海域では、公海上でのしゅう戒を実施するとともに、マレーシアへ寄航し、現地海上保安機関との連携を図ります。

これらを通じ、インド太平洋地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に貢献してまいります。

1. 派遣航空機

第三管区海上保安本部羽田航空基地所属 ガルフV「うみわし」



全 長	29.39	メートル
全 高	7.89	メートル
全 幅	28.49	メートル
速 力	510	ノット

2. 派遣者

彼末 浩明（かのすえ ひろあき）海上保安監

野本 英伸（のもと ひでのぶ）海上保安庁警備救難部国際刑事課長
他 16 名（搭乗員含む）

3. 派遣概要

（1）公海上でのしゅう戒

東南アジア周辺海域の公海上における海賊行為の監視警戒を実施し、シーレーンの安全確保を図ります。

(2) ジブチ沿岸警備隊と連携した海賊護送訓練

ソマリア沖・アデン湾で逮捕した海賊の身柄を我が国に護送する想定で、ジブチ沿岸警備隊との連携訓練を実施する予定です。

(3) ASEAN 各国海上保安機関職員等を対象とした MDA 研修フライト

国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) が主催する MDA 研修に当庁職員を派遣し、東南アジア各国の海上保安機関職員に対し、航空機からの情報収集に関する研修を実施する予定です。

4. 画像について

過去の画像提供をご希望の場合には、海上保安庁総務部政務課政策評価広報室 (jcgh-koho-6b3c@ki.mlit.go.jp) まで連絡をお願いします。

(参考1) ソマリア沖・アデン湾の海賊対策について

令和6年のソマリア沖・アデン湾における海賊等発生件数は8件であり、商船乗っ取り事案が発生するなど海賊による脅威は引き続き存在しています。

海上保安庁では、平成21年以降、海賊対処法に基づき、海上自衛隊の護衛艦に海上保安官8名を同乗させ、司法警察活動に備えつつ海賊行為の監視等を実施しています。

また、ソマリア沖・アデン湾で逮捕した海賊の身柄を我が国に護送する必要が生じた場合に備え、ジブチ沿岸警備隊と連携して海賊護送訓練を実施しており、ジブチ共和国への航空機の派遣は5年ぶり8回目、ジブチ共和国における海賊護送訓練の実施は今回で10回目になります。

(参考2) 東南アジア周辺海域等の海賊対策について

令和6年の東南アジア周辺海域全域における海賊等発生件数は70件であり、前年より3件増加しています。

海上保安庁では、平成12年から東南アジア周辺海域等の沿岸国に巡視船や航空機を派遣し、公海上のしょう戒を行うとともに、海賊対処等の連携訓練や意見・情報交換を行うなど連携・協力関係の強化を図っております。

また、アジア海賊対策地域協力協定・情報共有センター (ReCAAP-ISC) による能力構築プログラムの開催を支援するとともに、沿岸国海上保安機関職員に対して研修を行うなど法執行能力向上に貢献しています。